職務規定

第1条 当事業所に従事する職員はこの職務規定を順守するものとする。

第2条 守秘義務の順守

職務上知り得た個人または組織の情報は、他にもらしてはならない。 これは従業中のみならず退職後にも適応される。特に利用者の個人及びその家族 にかかわる情報については利用者の目的などを明らかにし、その管理については 十分留意し、適切な管理をすること。

第3条 尊厳の順守

利用者は一人の独立した尊厳のある個人であると自覚し、支援の際の言動には充分注意を払い、その尊厳を損なうことがないようにすること。

第4条 自立と協力

各介護支援専門員は業務の追行に際しては、専門員としての独立性を守られるものであり、そのために各専門員は自立した業務遂行を行うものとする。その際には、利用者、家族、お互いの専門員またはサービス事業者、行政および地域住民などと適正な協力関係を保ち、業務を遂行すること。

第5条 研修と研究

介護支援専門員は利用者に対してより良いサービス提供をするために、常に自己の 能力を高めるべく研修・研鑽にあたること。

第6条 利用者中心

支援にあたっては常に利用者の希望、ニーズを第一とし、適正な理由もなく特定の個人、事業者、法人に利する計画を立てることがないようにすること。

第7条 担当者数の上限

質の高いサービスが提供できるように、介護支援専門員の一人当たりの担当上限数 を以下の通り定める(内、予防支援は3分の1を乗じた数を加えた数と計算する)

担当上限数 介護給付 44 人

附別 この規定は平成30年4月1日より施行する。 この規定は令和 6年4月1日より施行する。

指定居宅介護支援事業所 向日葵